

報 道 資 料

令和3年1月29日

知事公室市町村振興課行政係

0742-27-8419(内線2252)

担当：森口・越智(総括)、井上(定員)、井阪(給与)

県内市町村の定員と給与の状況について（令和2年4月1日現在）

令和2年4月1日現在の「地方公共団体定員管理調査」及び「地方公務員給与実態調査」の結果について、県内市町村の状況を全国の状況等と比較の上、発表します。

（参考資料）グラフ・図表編

資料 1	県内市町村の職員数の状況（R2.4.1現在）
資料 2	令和2年度部門別職員数の状況
資料 3	類似団体と比較した部門別職員数の状況
資料 4	令和2年全国市区町村人口1千人あたり職員数と奈良県内市町村の状況
資料 5	県内市町村の人口1千人あたり職員数の対前年比較（H31→R2）
資料 6-①	県内12市の職員数の推移
資料 6-②	県内15町の職員数の推移
資料 6-③	県内12村の職員数の推移
資料 7	奈良県内市町村の職員数の健康診断表
資料 8	R 2.4.1現在 県内市町村のラスパイレス指数及び関連支給状況一覧
資料 9	H31.4.1現在 県内市町村別 技能労務職の職員数及び給与の状況
資料10	令和2年全国市区町村における奈良県内市町村のラスパイレス指数の状況
資料11	県内市町村ラスパイレス指数の対前年比較（H31.4→R2.4）
資料12	奈良県内市町村のラスパイレス指数の推移
資料13	奈良県内市町村のラスパイレス指数の健康診断表

1. 定員（職員数）の状況

○ 県内市町村総職員数は12,714人（R2.4.1現在）

○ 前年度との比較（R2・H31比較）

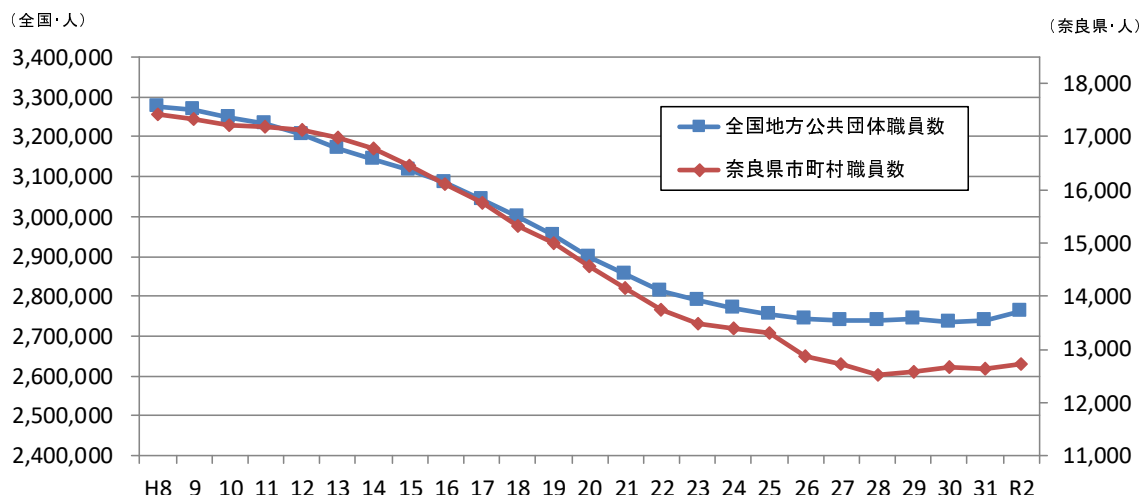
増減数 + 88人

増減率 + 0.70%（全国平均 +0.78%）

○ 過去5年間の比較（R2・H27比較）

増減数 ▲ 12人

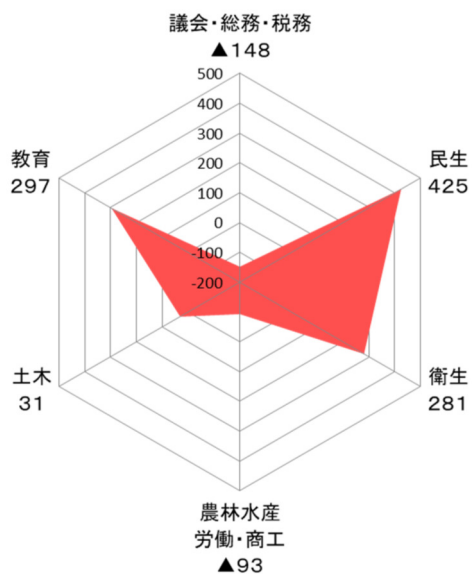
増減率 ▲ 0.09%（全国平均 +0.86%）



県内市町村総職員数は、12,714人で**2年ぶりに増加**（ピークの平成8年からは4,701人が減少し、総職員数は約3/4（73%））。

《参考》類似団体の全国平均と部門別職員数の比較（H31）

全国平均：人口規模と産業構造が似た全国の市町村（類似団体）ごとに算出した職員数の平均値



奈良県内市町村計 超過数 790人

【左記部門計(+793) + 消防部門計(▲3)】

- ・ 超過人数は、前年と比べて10人減少
- ・ 類似団体と比べて**職員数が多い**のは、民生部門、衛生部門、土木部門、教育部門（+425人）（+281人）（+31人）（+297人）
[主な理由]
民生部門…公立保育所職員等
衛生部門…清掃業務に従事する職員等
教育部門…公立幼稚園職員等
- ・ 類似団体と比べて**職員数が少ない**のは、議会・総務・税務、農林水産・労働・商工（▲148人）（▲93人）

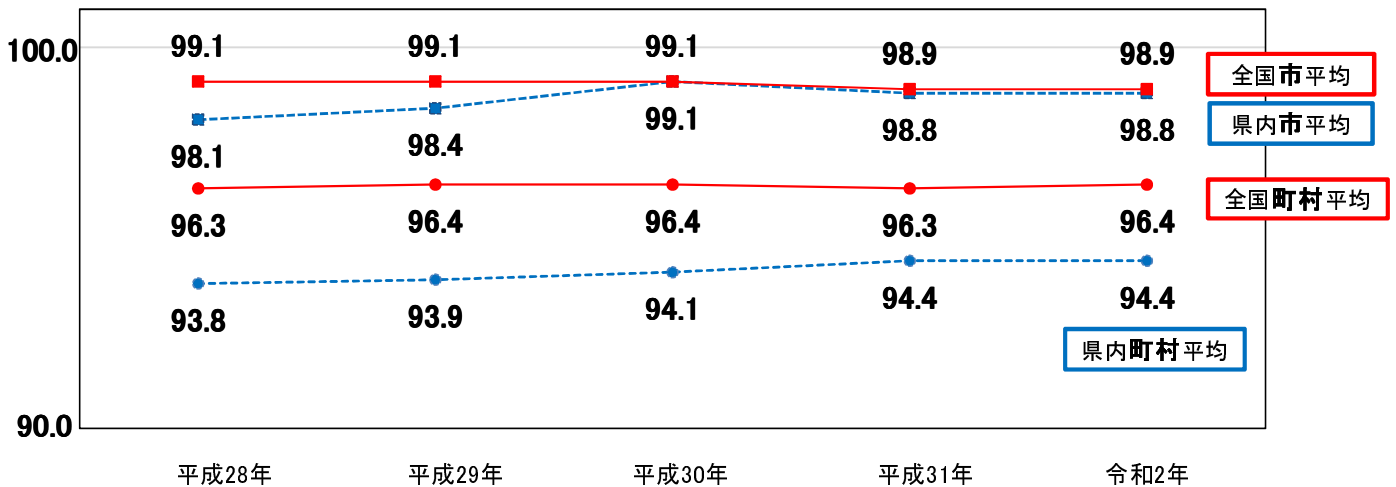
民生・衛生・教育の分野では類似団体と比較して超過傾向にある。一方、議会・総務・税務・農林水産・労働・商工の分野では類似団体より下回る傾向にある。

2. 給与の状況

県内12市平均のラスパイレス指数は、前年と同じ98.8で、全国平均を下回っている。
また、27町村平均のラスパイレス指数も、前年と同じ94.4で、依然として全国平均より低い傾向。

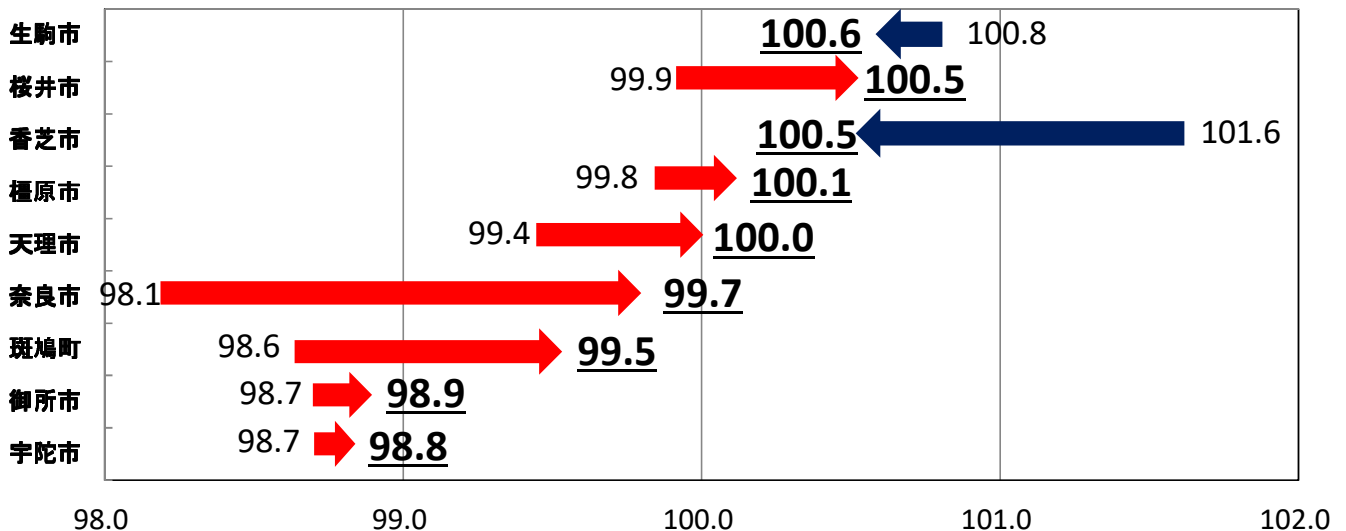
(1)ラスパイレス指数(R2.4.1現在(過去5年間比較))

ラスパイレス指数とは、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で表したものの。

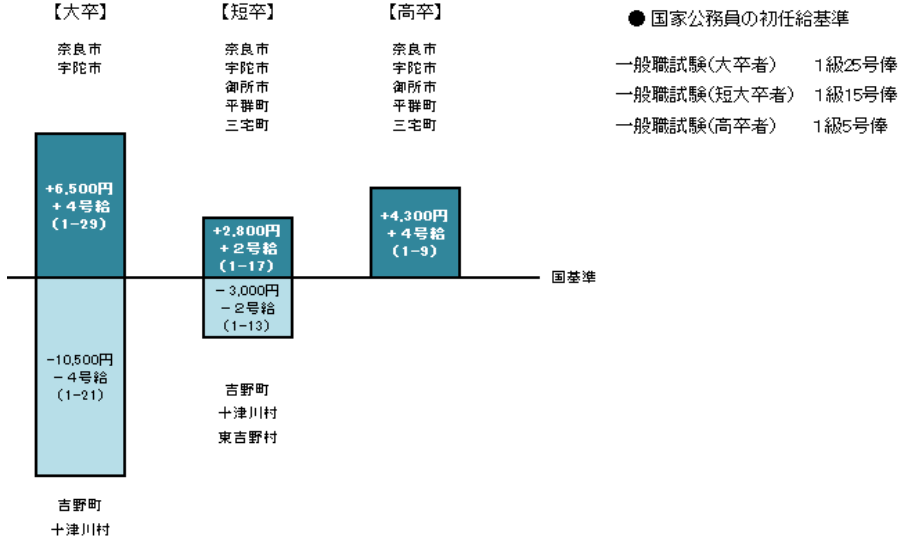


(2)ラスパイレス指数が全国平均*(98.5)以上の市町村(10団体)の状況(H31.4→R2.4)

*全国平均:全国市区町村の平均値



(3) 給与制度・運用の状況

<p>初任給基準</p>	<p>国基準と異なる、初任給基準の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の初任給基準を上回っている団体は、大学卒で2団体(奈良市、宇陀市)、短大卒と高校卒ではそれぞれ5団体(奈良市、宇陀市、御所市、平群町、三宅町)。 国の初任給基準と比較した給料月額超過額は、大学卒では6,500円(4号高)、短卒では2,800円(2号高)、高校卒では4,300円(4号高)となっている。  <p>● 国家公務員の初任給基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般職試験(大卒者) 1級25号俸 一般職試験(短大卒者) 1級15号俸 一般職試験(高卒者) 1級5号俸
<p>技能労務職給料表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技能労務職の給与についても、「職務給の原則」が適用されることから、給料表の級や号給は、職務内容の違いに応じて、適用されるべきもの。 技能労務職と国の行政職俸給表(二)(行(二))適用職員の職務内容は全てが一致するものではないが、類似職種と言えることから、行(二)の水準の給料表を用いることが考えられる。 県内の市町村で技能労務職について、国の行(二)水準の給料表を用いずに一般行政職の給料表を適用している団体(未分離の団体)は以下のとおり。 <p><市: 11団体> 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市</p> <p><町村: 7団体> 平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、曾爾村、高取町、上牧町</p> <p>※宇陀市は、経過措置を設けている。</p>
<p>自宅に係る住居手当</p>	<p>自宅に係る住居手当の制度のある団体</p> <p>五條市、平群町</p>